

## K Program に関する取組状況について（令和5年2月8日時点）

## 1 研究開発ビジョン(第一次)決定を受けた取組み

- 「経済安全保障重要技術育成プログラム 研究開発ビジョン(第一次)」  
経済安全保障推進会議・統合イノベーション戦略推進会議合同会議 決定  
(令和4年9月16日) ⇒ 支援対象とする技術(全27技術)を決定
- 上記の技術に関し、研究開発構想のとりまとめ・公表(18件の構想の策定を予定)  
第一弾:令和4年10月21日公表(6件)  
第二弾:同年12月27日公表(10件)  
第三弾:令和5年3月頃を予定
- 公募: 令和4年12月5日に最初の公募を開始<sup>\*1</sup>(令和5年春頃採択見込み)  
以後順次予定  
※1公募開始に合わせて「K Program」の Web ページを開設、ロゴ公開

(別紙1、2、3)

## 2 経済安全保障推進法関係

- 法<sup>\*2</sup>に基づく基本方針の決定等
  - ・ 令和4年9月30日、法及び基本方針<sup>\*3</sup>に基づき、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」を閣議決定
  - ・ また、同年12月2日、上記基本指針に基づき、各協議会が規約を定める際の参考とするための「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約」を公表
- K Program に関する基金<sup>\*4</sup>を法に基づく指定基金に指定(令和4年10月18日)
- 研究開発構想に係る指定基金協議会に参加が想定される関係行政機関等について順次公表  
(別紙4)

※2 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)

※3 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針

※4 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づき科学技術振興機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構に造成された「経済安全保障重要技術育成基金」